

東京さくら会計事務所通信

-Let's begin together-



第26号

税理士法人東京さくら会計事務所のシンボルマークです。
「宇宙」をイメージしております。



中野サンプラザ総会にて

目次

◇新年のご挨拶		
代表社員	銀座事務所所長	宇田川良雄2P
	三鷹事務所所長	五老 辰雄2P
	新宿事務所所長	井出 俊一2P
	小金井事務所所長	岩戸 三和3P
	埼玉事務所所長	氏家 健二3P
◇研修会	3P
◇税務特集		
	法人税・所得税・消費税改正4~5P
	相続税試算のご案内6P
◇経営計画のご案内	7P
◇事務所だよりコーナー・編集後記	8P



新年のご挨拶



代表社員 銀座事務所所長

宇田川良雄

新年あけましておめでとうございます。

クライアントの皆様には、ご家族と共に、よき年をお迎えのこととお慶び申し上げます。申し上げるまでもなく、昨年はまさに日本列島が災厄の巷と化したかの観がありました。今年こそ良い年になることを期待したいものです。

私ども税理士業務のあるべきひとつの姿として、①クライアントが抱える問題点をよく把握分析し、②問題解決策を積極的に提案する。といった提案型コンサルティングが求められているものと思われま。

本年も私どもが、経営者の方々のお仲間として、また、よきパートナーとしての存在をご認識していただければ幸いに存じます。

最後に、昔読んだ有島武郎の本の一節をひとつ。

君よ、春が来るのだ。
冬の後には春が来るのだ。



代表社員 三鷹事務所所長

五老辰雄

昨年は日本にとって、100年後の歴史に残る大変厳しい年になってしまいました。大地震、大雪と季節ごとに自然災害が続発し、さらにそれに伴う人災とも言える原発が追い打ちをかけ、全国に存続している原発に対して一挙に不信をいだかせました。日本の技術だから大丈夫という信仰めいたものが単なる過信であったことが判明しまし

た。また、EU諸国の経済混乱、中東諸国の独裁国の崩壊など世界各国においても、様々な問題が多発しています。このような状況の中で「自分の生き方」「自分はどうすればよいのか」「自分とは何か」について、自己の確立のために、自身の生き様について、検討を迫られているような気がします。今年もこの地球上で想像も出来ない変化が起こるかも知れません。また昨年から続いている経済、金融、政治等の世界各国の変動期に遭遇しています。それを悲観論でとらえることなく、現実を直視し、これらを乗り越えれば明るい未来が来るという大確信で、この一年、前向きにがんばりたいと思います。



新宿事務所所長

井出俊一

新年あけましておめでとうございます。

関与先の皆様方におかれましては、ご健勝にて新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年、新宿事務所は開設三年目を迎えます。

昨年は、大震災が起こり、またギリシャに端を発したヨーロッパ諸国の債務問題等による、円高の影響。直接または間接的に被害や影響を被った方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

新宿事務所は保険でのお客様へのサポートにも力を入れております。今回の震災で東北地方の企業は会社の財産を多く失ってしまった事でしょう。

保険の必要性が改めて認識されております。現在加入されている保険内容を再度確認していただき、惨事に備えをしていただければと思います。見積り相談等いつでもご相談ください。

この新しい年が最良の年になりますよう心からお祈り申し上げます。



小金井事務所所長
岩戸三和

新年あけましておめでとうございます。
 関与先の皆様におかれましては、ご健勝にて新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。
 ここ数年来の日本経済に明るい兆しが見出せない状態に、昨年は自然災害が追い打ちをかけました。今もって、日本全体が進むべき道を見失っている様に見えます。新しい年には、政府が強いリーダーシップを発揮し、皮肉にも大震災により国民が強く感じた人との絆の力で日本丸を漕ぎ出ししてほしいと願わずにはいられません。
 時代がどのようなであっても顧問先の皆様は船を漕ぎ続けなければなりません。漕ぎ続けるには目標を掲げ、舳先がぶれることなく目標に向かうことです。私どもは、漕ぎ手のパートナーとしてお役に立てる様、ともに喜び合える様努めます。
 新しい年が輝きに満ちた最良の年となります様心よりご祈念申し上げます。



埼玉事務所所長
氏家健二

新年明けましておめでとうございます。
 関与先の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えになったことと心からお慶び申し上げます。
 埼玉県熊谷市にあります埼玉事務所も、早いもので開設から5年を経過し、この1月から6年目を迎えることとなりました。これもひとえに、日頃よりご愛顧をいただいております関与先の皆様の深いご厚情があればこそと存じます。本当にありがとうございます。
 5年というひとつの節目を迎え、次の節目に臨むため、昨年中にはスタッフも拡充し、社員一同決意を新に、より一層皆様のご満足を頂けるサービスをご提供出来るよう努力をいたす所存です。今後ともより一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。
 最後に、今年一年が皆様方にとって最良の年となりますように心からご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

研 修 会

11月17日 中野サンプラザ13階 コスモホールにおいて、研修会が開催されました。
 多くの顧問先・関係者の方々の参加をいただき、講師として、市川伊三夫様と高島龍峰様をお迎えして経営研修会が行われました。
 市川様には「あるべき経営者の将来像」について、高島様には「人間革命」というテーマで講演していただきました。お二人とも、私たちが普段経験できないような豊富な実体験による、貴重な講演をしていただきました。
 本当に多くのお客様にご参加いただき、実り多い一日を過ごせたことに感謝しております。



市川伊三夫様



高島龍峰様



税務特集



<法人税>

① 法人税の基本税率及び軽減税率の引下げ

平成24年4月1日以後に開始する法人の事業年度の所得に対する税率について、中小法人等の軽減税率を15%（現行18%）にすることとされました。（普通法人については25.5%（現行30%））

② 復興特別法人税の創設

東日本大震災からの復興に必要な財源を確保するための臨時増税で平成24年から26年の3年間、課税標準法人税額の10%を復興特別法人税とします。（法人税率の引下げと臨時増税により、中小法人で7%、普通法人で5.5%の増税となっています。）

<所得税>

① 復興特別所得税の創設

所得税についても復興財源確保のため、平成25年から49年の25年間、課税総所得金額の2.1%を復興特別所得税とします。

② 年金所得者の確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下でかつ、公的年金等以外の所得の金額が20万円以下の居住者は、確定申告書を提出する必要がありません。

<消費税>

① 事業者免税点制度の適用要件が見直されました

【これまでの事業者免税点制度】

小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から、個人事業者の2年前又は法人の2期前の課税売上高が1,000万円以下の事業者については、その課税期間の課税資産の譲渡等について、消費税を納める義務が免除されておりました。

【これまでの要件に加え、次の要件が追加されました】

個人事業者の2年前又は法人の2期前における課税売上高が1,000万円以下であっても、当該個人事業者又は法人（課税事業者を選択しているものを除きます。）のうち、次に掲げる期間（以下「特定期間」という。）における課税売上高が1,000万円を超えるときは、当該課税期間においては課税事業者となります。

なお、課税売上高に代えて、特定期間中に支払った給与等支払額の合計額により判定することもできます。

【特定期間】

個人事業者 その年の前年1月1日から6月30日までの期間

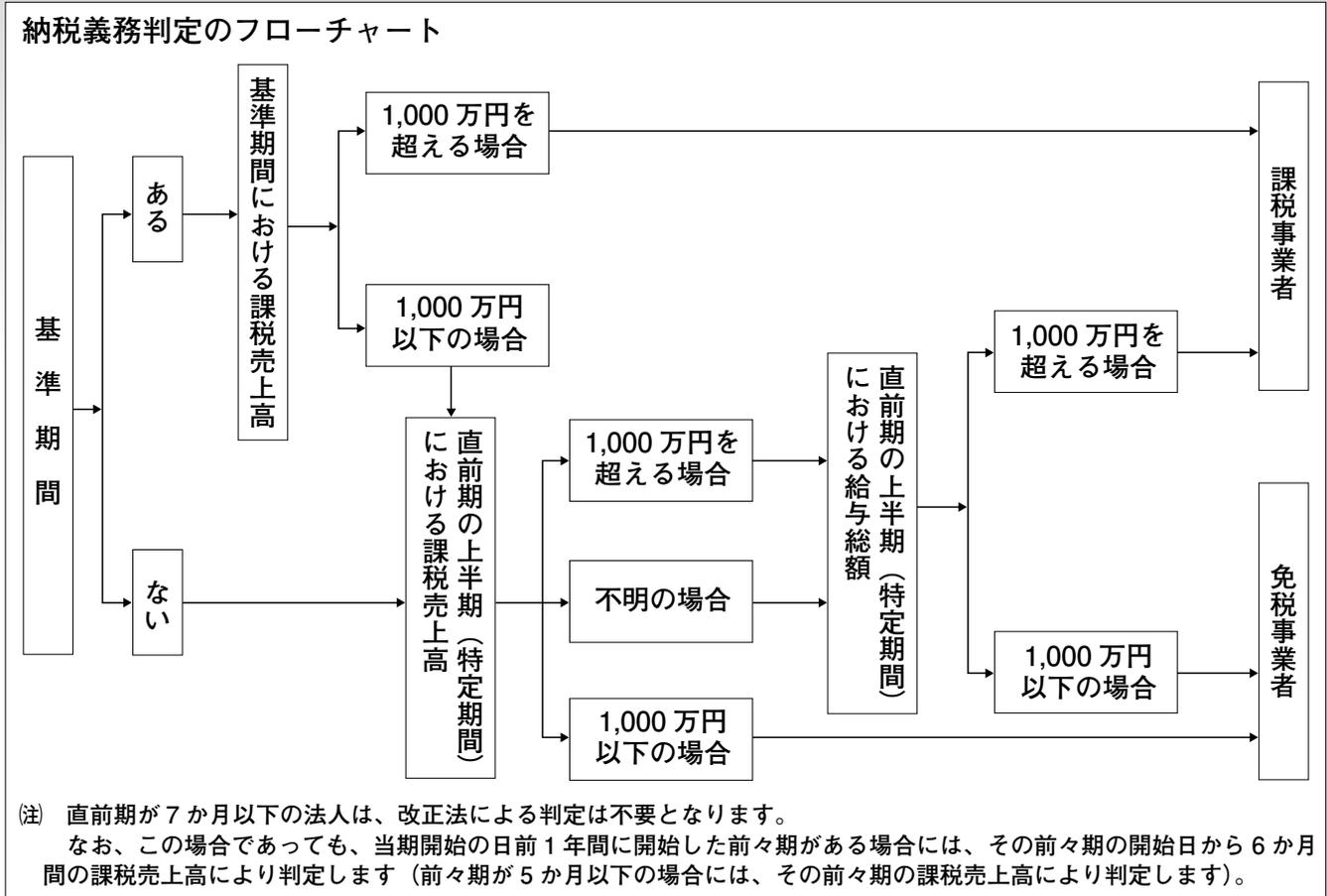
法人 原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間

なお、新たに設立した法人で決算期変更を行った法人等は、その法人の設立日や決算期変更の時期がいつであるかにより特定期間が異なる場合があります。

【適用開始時期】

平成25年1月1日以後に開始する個人事業者のその年又は法人のその事業年度について適用されます。

6か月間の判定期間（「特定期間」といいます）は平成24年1月1日から始まります。



② 仕入税額控除制度における、いわゆる「95%ルール」の適用要件が見直されました

【制度の概要】

一般課税により申告を行う事業者のうち、当課税期間における課税売上割合（売上のうちに占める課税売上上の割合）が95%以上の事業者は、課税売上に係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額の全額を控除することができることとされてきましたが、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から、当課税期間における課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円（その課税期間が1年に満たない場合には年換算した金額）以下の場合にのみ全額を控除することができるとされました。

したがって、当課税期間における課税売上高が5億円超の場合、または課税売上割合が95%未満の場合には、仕入控除税額の計算を個別対応方式若しくは一括比例配分方式のいずれかにより行うこととなります。

なお、個別対応方式により控除税額を計算できる事業者は、選択により一括比例配分方式により計算することもできますが、一括比例配分方式を選択した場合は、2年間継続して適用しなければなりません。

【適用開始時期】

平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

<相続税>

平成23年度税制改正で、相続税法においては、大きな改正が懸念されていましたが、見送られることになりました。

しかし、今後の検討事項として残っています。

《相続税の試算》のご案内

- ・相続税は、発生するの？
- ・相続税は、いくらぐらいになるのだろうか？

疑問に思ったことはありませんか。

当事務所では、そんなお客様のために「相続税の試算」を行っております。
ぜひご利用ください！

相続税の試算をしてみませんか？

相続税試算報酬

(税込み)

資産の総額	報酬額
1億円未満	73,500円
2億円未満	131,250円
3億円未満	157,500円
1億円増すごとに、26,250円を加算	

1. 株式、土地等について複雑計算がある場合、報酬額を別途加算します。
2. 現地測量をする場合、報酬額を別途加算します。
3. 資料収集をご依頼いただく場合、報酬額を別途加算します。
なお、印紙等の費用はあらかじめお預かりします。

税 理 士 法 人



東京さくら会計事務所

税務研究室・相続対策チーム

〒184-0003 東京都小金井市緑町5-5-4

TEL 042-385-6630 (代) H.P : <http://www.bizup.jp/sakuranet/>

FAX 042-385-6604 E-Mail : tskaikei@sakuranet.jp



◎経営計画チームの発足

2008年のリーマンショック以降、金融の収縮、消費の減退、さらに東日本大震災、ヨーロッパ金融危機と、めまぐるしい経済環境の変化が起きております。

そういった背景を受け、企業が継続していくためにも、今まで以上のリスクが伴ってきます。

私達は今後、そういった経済環境の中でも、いかに企業を成長・発展に導いていけるのか、また、社長の思いをビジョンに変えることを一番に考え、チームが発足致しました。

◎経営計画とは

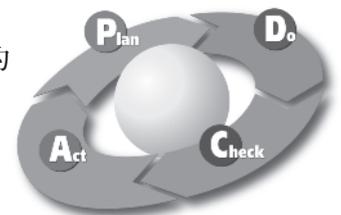
経営とは、一言でいうと社長の思いの具体化です。会社をどんな姿にしていくかを考えることが仕事になります。

そして経営計画とは、その思いをどうやって事業に反映していくかが経営計画になります。

まず、経営資源（人・物・金・情報）をどう活用していくかを考えます。

その中で、人事・組織・戦略・マーケティング・会計・財務といった個々の論点に落とし込んでいきます。

さらにそれを、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）で繰り返し、1週ごとにスパイラルアップ（向上）させることにより、継続的に業務改善を図っていきます。



- ◆経営理念・ビジョンを明らかにする
- ◆経営環境や課題を考慮した経営戦略・経営計画を明らかにする
- ◆計画達成に向けて行動を明確にし、必要に応じ活動内容を軌道修正する

期待成果として…

収益性や資金繰り改善など、経営改善の為の仕組みが定着します！！

強み・弱みを見極めた、最適な成長戦略が描けます！！

後継者・幹部の経営力が高まります！！

全員経営の組織風土が醸成されます！！

◎願望から目標へ

私達経営計画チームは、社長の思いを具体化するためのお手伝いをしていきます。少しでも利益を出そうとがんばり続ける企業がある限り、私達は応援します。経営計画で私達と一緒にがんばる方法を少し変えてみませんか？

お悩み・疑問・ご相談があればご連絡下さい。明るいスタッフ一同がお待ちしております。

ご相談は無料です。

経営計画チーム

銀座事務所 担当：飯嶋 iijimay@sakuranet.jp

三鷹事務所 担当：岡島 okajimat@sakuranet.jp

03-3562-6630

0422-54-8287



事務所だよりコーナー



11月17日 中野サンプラザ13階 コスモホール
において、経営研修会の後に交流会が開催されま
した。

同じ東京さくら会計事務所の顧問先で、普段は
会うことのない経営者の方々や担当ではない職員
とも、交流が行われました。

また、金藤のぶひこ様によるアトラクションに
より、会場は一層盛り上がり、有意義な一時を過
ごすことができました。



編集後記



昨年は、事務所主催の研修会及び交流会を何年
かぶりに開催いたしました。

多くのお客様にご参加いただきありがとうございます。
今後もお客様との交流会を検討してお
ります。その時には振るってのご参加をお願い
いたします。

今年が皆様にとって良い年でありますよう心か
らお祈り申し上げます。



税理士法人

東京さくら会計事務所

〒184-0003 東京都小金井市緑町5-5-4

TEL 042-385-6630

FAX 042-385-6604

編集発行人

税理士 横尾和儀

印 刷

株式会社 税 経